

法律第百五十七号（平一六・一二・八）

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十八第一項中「平成十六年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（財務・内閣総理大臣署名）